

令和 5 年 度

第 11 回

多良木町農業委員会総会議事録

令和6年1月 12 日

多良木町農業委員会

令和5年度 第 11 回 多良木町農業委員会総会議事録

1 日時 令和6年1月 12 日(月) 午前9時

2 場所 3階 委員会室

3 出席委員

1番	田 中 英 一	2番	田 嶋 英 功			4番	川 邊 優 二
		6番	川 越 恭 子	7番	源 島 伸 次	8番	井 上 成 二
9番	福 屋 豊	10番	中 村 一 浩	11番	武 藤 和 弘	12番	西 野 幹 秀
13番	尾 方 隆 博	14番	中 神 久 一 郎			16番	塩 塚 一 博
17番	松 岡 忠 治	18番	猪 口 秀 利	19番	舟 守 隆	20番	星 原 幸 広

4 欠席委員

3番	本 田 茂	5番	北 崎 義 郎	15番	岩 野 満		
----	-------	----	---------	-----	-------	--	--

5 事務局出席

局長	魚 住 雅 彦	係長	赤 川 和 幸	主事	一 川 貴 史		
----	---------	----	---------	----	---------	--	--

6 議事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第 29 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

日程第3 議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見
について

日程第4 議案第 31 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進
計画(案)に対する意見について

日程第5 議案第 32 号 地籍調査事業による農地等の地目変更に対する意見決定について

日程第6 報告第 9号 農地法第 18 条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について

日程第7 報告第 10 号 許可不要転用届の報告について

日程第8 次回総会に伴う事前調査委員の指名

○事務局長 定刻前ですが、本日出席の委員の皆様がおそろいですので、始めさせていただきたい
と思います。皆様ご起立をお願いいたします。おはようございます。

○各委員 おはようございます。

○事務局長 ご着席ください。議事に入るまでの本総会を事務局にて、着座のまま進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。本日は、3 階委員会室での開催となっておりますので、
発言の際は、お手元のボタンを押し、マイクの根本のランプが点灯いたしましてからご発言をお願いいたします。本日は 3 名の方から欠席届が出ておりますが、会議規則第 6 条の規定により、委員の過半数が出席しておられますので、会議は成立しております。それでは、ただいまより、令和 5 年度第 11 回、多良木町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 （会長挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。それでは、会議規則第 4 条の規定により、会長は総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、この後の議事進行につきましては、田中会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 はい。それでは座らせていただいて議事を進めさせていただきます。日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員に、4 番の川邊委員。7 番の源島委員の指名をいたします。よろしくお願いいたします。次に、日程第 2、議案第 29 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について、を議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 それでは、日程第 2、議案第 29 号の説明をさせていただきます。配付しております議事日程表 1 ページをお願いいたします。お開き頂きましたでしょうか。日程第 2、議案第 29 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について、下記のとおり、農地の権利移転について、許可申請がありましたので、許可、不許可についての意見を決定する

[illegible]

ご覧ください。5 ページの地図で〇〇〇〇は図面の左側、〇〇〇〇は図面の右側に黒枠で囲んだ箇所となります。位置を説明させていただきます。〇〇〇〇は、槻木小学校から東に約〇〇〇メートル、〇〇〇〇は槻木小学校から東に約〇〇〇メートルの綾北川の南側にある農地でございます。2 人の関係はご親戚でございまして、譲渡人が町内の財産を処分するに当たり、山林等を含めて全部で〇〇〇万円で売買を予定しているとのことでございます。2 ページにお戻り頂き、番号 4 の説明をいたします。番号 4、当事者住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。申請物件、大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。地目、登記現況とも〇、面積計の〇〇〇平方メートルです。権利の内容、申請理由、経営面積、稼働人員は記載のとおりとなっております。現地につきまして、6 ページをご覧ください。6 ページの地図では中央黒枠で囲んだ箇所となります。位置を説明させていただきます。黒肥地小学校から北に約〇〇〇メートル、町道茂原土屋線の〇〇の農地です。今回、譲渡人は〇〇と〇人で栗園の手入れをしておられましたが、〇〇が亡くなられ、栗園の手入れが行き届かなくなったため、農地の近隣にお住まいの譲渡人に相談し、今回の申請となったところでございます。以上で説明を終わります。

○議長 はい。続いて事前調査の報告をお願いいたします。

○6番委員 はい。事前調査の報告をさせていただきます。議案第 29 号の農地法第 3 条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回 4 件の申請がありましたが、昨日、7 番源島委員、20 番星原委員、6 番川越の私 3 名で調査をいたしました。報告につきましては、番号 1、2 ついては川越がご報告いたし、3 を星原委員、4 を源島委員に報告していただきます。ではまず番号 1 の申請について報告いたします。先ほど説明された箇所になりますけれども、農振農用地区域内農地となります。許可の判断につきましては、農地法第 3 条、第 2 項に規定する不許可の要件には該当いたしません。許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお対価につきましては、先ほどご説明があったと思いますが、〇〇〇〇円で、10 アール当たり〇〇〇〇となっております。続きまして 2 番の報告をいたします。〇〇〇〇〇〇〇〇です。これは農振農用地区域外農地で、〇〇〇〇〇〇〇〇は、農振農用地区域

内農地となっております。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当いたしません。許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお対価につきましては、宅地等も含めて全部で〇〇〇万円ということで、農地に係る金額に関しましては、不明となっております。以上、1番と2番につきましての報告です。はい。続きまして3番を報告します。番号3の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域外農地となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお、対価につきましては、譲渡人が、町内に所有する財産全てで、〇〇〇万円ということですので、農地に係る金額は不明ということです。以上です。続きまして、番号4につきまして報告いたします。番号4の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域外農地となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお、対価につきましては〇万円で、10アールあたりに換算しますと〇〇〇〇〇〇円となります。以上で、事前調査の報告を終わります。

○議長 はい、ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

○各委員 ありません。

○議長 ないようでしたらお諮りをいたします本件について、ご異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい、異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第3、議案第30号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見について、を議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○係長 事務局。

○議長 はい、事務局。

○係長 はい。それでは、こちらのほうを説明いたします前にさ、先月の総会の際にこちらの集積計画が2種類ございまして、そちらに対してなかなか口頭でのご説明ではなかなか理解しづらいということで、お話がありましたので、そちらについて先にご説明をさせていただきたいと思います。今日お配りした資料の中に農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画についてという、2枚刷りがあると思います。1枚目が白黒ですけど、2枚目がカラーの分が中に入っているかと思います。机の上に上がってる部分の中に2枚になって2枚目にカラーがついてる分ですね。見つからない方いらっしゃいますか。いいですか、ちょっとこちらを読み上げさせていただきます。農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、令和5年4月から農地の対策は全て、農地中間管理事業による貸借、いわゆる農業公社を通しての対策が基本となり、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画により認可することになっております。しかし、現在は経過措置期間中であり、令和7年3月まではこれまでどおりの相対による対策が農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により認可できることとなっております。これまでも農地中間管理事業による貸借、一筆の農地に対して出し手と農業公社による公社借入、農業公社と受け手による公社貸付という二つの貸借契約でございましたけども、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の中で認可しておりました。しかし、今回の法改正によりですね、農地中間管理事業を使った貸借のほうで、新規で農地中間管理事業による貸借を行う場合、いわゆる公社借入れと公社貸付を同時に行う場合は、経過措置期間中ということで、これまでどおりの農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の中に一括方式となりますけども、の別紙1、別紙の1にありますように認可できることとなっております。しかし、貸借条件はそのまま受け手となる耕作者だけが変更になる再配分の場合、または、貸借期間が満了し、改めて更新する場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画での認可。別紙2の1が必要となっているところでございます。次のめくっていただきますと、こちらのほうの違いのほうがございます。上の1番が集積計画一括方式による貸借手続。こちらが、農業経営基盤強化法のほうですね、強化法のほうの計画となります。この、紙の説明はあくまで農地中間

管理事業を使つての貸借の場合の話となります。まずですね、1番として、その一括方式としては、まず計画をつくりましてそれを農地中間管理事業が、農地中間管理機構、農業公社のほうにちょっと真ん中ですけども、意見聴取縦覧というなっておりますけども、こういう、縦覧、それから県の協議を行いまして、それを農業委員会の総会に諮りまして、それを総会の中で決定を受けた後、町の報告を行いまして、それで改めて初めて認可という形になります。今回、農地中間管理事業の中間管理上の推進に関する法律の場合ですね。が2番ですけども、農用地利用集積等促進計画に対する貸借手続の場合が1番と2番というふうに分かれております。2番についてはまだ、開始時期は未定となっておりますので、まだ(2)のほうはまだ始まっておりません。今現在(1)のほうの更新、再配分の場合が、この手続を今行っているところでございます。2番のほうで農業委員会の総会が、上の1と比べると大分手前のほうに来ておりますけども、まず、計画をつくった後ですね、まず案を農業委員会の総会で諮りまして、これでよろしいかという形で委員さんが決定をした後、中間管理機構のほうで意見聴取、縦覧をして、県で、最終的な公告を行いまして、それで認可という形になります。今までは町の公告で認可だったんですけども、これからは県の公告で認可という形で、ここが1番大きな違いとなっているところでございます。今回この2の1ですね、2の1の部分の農地中間管理事業で貸借をする場合が、一部、更新ですね更新とか再配分の場合が、改めて、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、農用地利用集積等促進計画というもので改めて認可をしないといけないというのが法律で定められたものですから、今、二つの集積計画で審議を頂いているところでございます。すみません。なかなか、制度ですね法律の制度ですので、なかなか難しいところもございまして、今こういった形で2通りの方法で認可を行っているところでございます。

○事務局長 今、係長が説明いたしましたが、今までの方式というのは1番に記載されているやつでございまして、まず大きく変わっておりますのが中間管理機構に、総会前に縦覧してあるか、総会後に縦覧してあるかというところが1点。それからもう一つは今までは町の公告でよかったものが県の公告に変わっているというところが、大きく変わっている点でございまして、現

在のところまだ、新規での貸借が発生しておりませんので、今回は、今から説明します議案の30、上の一括方式が従来のものでございます。意見を先に徴取する形でございます。そのあとに皆様方にご審議頂く議案第31号が、こちらのカラー刷りのほうの2の(1)の再配分に基づく、議案となっているところでございます。こちらにつきましては今から、だんだん、中間管理のほうに変わってまいりますので、皆様方、事務局もそうですけども、一緒に学びながら進めさせていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○6番委員 よろしいですか。

○議長 はい、どうぞ。何かよう分かりにいすけれど、制度等、流れとすれば、今まで〇〇さんが中間管理機構を通じて、借りられていましたよね。そのような流れが多分、1番みたいな流れになってるのかなあと思うんですけど、それが更新される場合には、2番の(1)の手続になるってということで、理解してよろしいでしょうか。大地さんが中間管理機構を通して今まで借りられて、その更新時期が来た場合は、2の(1)再更新ってということで手続を進めていくって理解でいいんでしょうか。

○議長 はい事務局。

○係長 はい。川越委員がおっしゃったとおりでございます。改めてその、期間が満了して更新するときには、2の(1)ですね、のほう方式での計画の認可という形になります。

○6番委員 6番。

○議長 どうぞ。

○6番委員 では今まで、相対で農用地を借りられてた方が更新される場合はこのようになってくるといっていいのでしょうか。

○議長 はい、事務局。

○係長 はい。ですね、今、その経過措置期間中ってというのが、先ほどからちょっとお話をしたと思うんですけども、2の(2)ってというのがまだ、未定と書いておりますけども、これは、言ってしまうと、経過措置期間中が終わった後がこちらの方式になります。その前までは経過措置期間中ということで、1番のほうのこの一括方式、今までどおりの通常の修正計画のほうでの

農地中間管理事業の貸借という形になります。いずれはこの2の1か2の2という方式のどちらかの方法に変わっていくんですけども、今現在は、この1というものが中間管理事業をするときには、改めて新規でつくる場合ですね、新規で貸し借りをする場合は、今、1番のほうを令和7年3月までは使っていくような形になります。改めて、先ほどの、今まで中間管理事業でしてあって、更新ですね、期間が満了したから、また次に新しく更新するとき、若しくは、今まで、耕作者だけ変わる場合には、この2の1の方法で、処理を行っていくという形になります。

○6番委員 6番。さっき、相対はそのまま。機構を通す分は機構を通す分ってということだったんですが、その相対の部分も、開始時期が決まれば、もう全部中間管理機構のほうを通してってということになるんでしょうか。それとも相対は相対で存続するのか、教えてください。

○係長 例えば、経過措置期間中が終了しても、それまで相対で契約してあった分は、それはずっと有効です。ですので、令和7年3月以降に改めて今までの相対の分の契約が切れて、新しく更新をするときには、必ず中間管理事業じゃないと、契約ができなくなります。今までずっと、例えばこれから、まだ2年3年先の普通の相対の契約が残ってても、その期間までその契約は有効になります。そっから全部を中間管理替えてしまいなさいというわけではなくて、今までの相対の更新期間が来たとき、経過措置期間中が過ぎていけばですね、令和7年3月以降ですね、が来たときはもう全て中間管理事業での契約をし直していただくという形になります。

○6番委員 要は最終的には中間管理機構を通して新しい制度に全部移行してしまうということ
で理解してよろしいでしょうか。

○係長 はい、そのようになります。

○6番委員 ありがとうございます。

○議長 何かほかに質問ありませんか。

○事務局長 今の川越委員からのご質問ですけども、新規の貸借については、地域計画を町が公表した時点で、今までの新規とかは一括方式で集積計画を策定しておりますけども、公表後は全てが中間管理事業に変わってしまうということになっておりますので、今、赤川が申しました

のはあくまで、公表した時点で借地期間が残っていれば、それはその期間満了まではそのまま貸借なんですよということで、期間、この更新時期が来る以前に、例えば、町が地域計画を公表したのでそこで今、貸借期間が残っている分も全て中間管理事業で再認定するのかということそうじゃなくて、あくまで今、借りられている部分は、その期間満了まではそのままでございます。ただ、地域計画を公表しますと、新規で、借りられる場合は中間管理事業に基づくものとなってきますので、地域計画の公表後の貸借につきましては、新規また更新の場合でも全てが中間管理事業に基づくものになってまいります。よろしくお願いします。

○議長 それでは事務局より説明をお願いします。

○係長 はい、それでは本題のほうに入ります。7 ページ目をお願いします。日程第 3、議案第 30 号、農業経営基盤強化促進法に基づく多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、令和 6 年第 1 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律、令和 4 年法律第 56 号附則第 5 条第 1 項の規定による別紙計画書について、令和 5 年 12 月 28 日付けで多良木町長より、農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、別冊の農用地利用集積計画書の総括表にてご説明をいたします。1 ページ目をお開きください。まず新設定が 6 件で、田が、1 万 4324 平米。畑が 9807 平米。計の 2 万 4131 平米です。5 年が 2 件、10 年が 4 件となっております。続きまして、賃借権の再設定でございます。全部で 11 件、田が 2 万 6478 平米。畑が 4996 平米。計の 3 万 1474 平米です。3 年が 4 件、5 年が 3 件、10 年が 4 件となっております。利用権設定の賃借権の合計が、全部で 17 件、田が 4 万 802 平米。畑が 1 万 4803 平米。合計の 5 万 5605 平米となっております。続きまして下段です。利用権設定の使用賃借権です。新設定が 2 件で、田が 2561 平米。計の 2561 平米。3 年が 1 件、4 年が 1 件となっております。続いて、再設定が 1 件で、田が 2149 平米、畑が 716 平米。計の 2865 平米です。10 年が 1 件となっております。利用権設定の使用賃借権が、合計が 3 件で、田が、4710 平米。畑が 716 平米。合計の 5426 平米となっております。続きまして、右下の所有権移転でございます。公社売渡しが 1 件、畑が 8121 平米、合計の 8121 平米となっております。こちらの農業公社の所有権移転分についてご説明をいたしま

す。1 番最後の 10 ページ目をお開きください。所有権を移転する農地の所在、番号 1 です。

大字〇〇〇〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇〇〇〇〇、地目〇、面積〇〇〇〇平米。所有権を移転するもの、熊本市中央区水前寺 6-18-1、公益財団法人熊本県農業公社。所有権の移転を受けるもの、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。対価のほうが〇〇〇〇〇〇〇円。10 アール当たり〇〇〇〇〇〇円です。

対価の支払い方法、対価の支払い期限、所有権の移転時期は記載のとおりでございます。元の所有者が〇〇〇〇さんでございます。以上の計画要請の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律、令和 4 年法律第 56 号、附則第 5 条第 1 項に定める。農用地利用集積計画の農地の効率的利用、従事日数など各条件を満たしていると考えております。以上説明を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

○各委員　ありません。

○議長 ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい、異議なしと認め本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第 4、議案第 31 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題といたします。なお本件については、議事参与の案件がございますので、私が退場いたしますので、その間の議事進行を 2 番の田嶋委員にお願いをいたします。よろしくお願いします。

○2番委員 それでは議事参与ということで会長が退席をされましたので、代理で議長を務めさせていただきます。それでは着座にて進めさせていただきます。日程第4、議案第31号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について、退席された方の説明をお願いします。

○係長 はい、事務局。

○2番委員 はい、事務局。

○係長 はい。それでは 8 ページ目でございます。日程第 4、議案第 31 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく多良木町農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について、令和 6 年第 1 回多良木町農用地利用集積等促進計画（案）を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律、平成 25 年法律第 10 号、第 19 条の規定による別紙計画書について、令和 5 年 12 月 28 日付けで多良木町長より、農用地利用集積等促進計画（案）の決定を求められております。それでは、退席されました議事参与の分についてご説明をいたします。別冊の集積等促進計画をご覧ください。最後から 2 ページ目になります。公社貸付けの賃借権明細でございます。番号 1 でございます。利用権を設定する農用地の所在、大字〇〇〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇〇、地目〇、面積〇〇〇〇〇平米。ほか〇筆の計〇筆で、計の〇〇〇〇〇平米となっております。利用権を設定するもの。熊本市中央区水前寺 6-18-1、熊本県農業公社。料金の設定を受けるもの。〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。利用権の存続期間、令和 6 年 2 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日。賃借料 10 アール当たり〇万円。こちら、再設定の 1 年となっております。以上の計画要請の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律、平成 25 年法律第 10 号、第 18 条第 5 項に定める農用地利用集積等促進計画の農地の効率的利用充実など、各要件を満たしていると考えております。以上で説明終わります。

○2 番委員 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、本件について、ご意見はございませんか。

○各委員 ありません。

○2 番委員 ないようでしたら、お諮りをいたします。本件につきまして、ご異議ありませんか。

○各委員 異議なし。

○2 番委員 はい。異議なしと認め本件は原案どおり決定をいたします。議事参与の本議案が終わりましたので議長を退席させていただきます。

○議長 2 番の田嶋委員には大変お世話になりました。先ほど事務局が説明したとおりです。何かちょっと参考になるなったかなと次に入ります。日程第 5、議案第 32 号、地籍調査事業による農地等の地目変更に対する意見決定について、を議題といたします。本件について事務局より

説明をお願いいたします。

○事務局長 はい、事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 はい。それでは、議案の 9 ページをお願いいたします。日程第 5、議案第 32 号、地籍調査事業による農地等の地目変更に対する意見決定についてこちらの案件につきましては、国土調査法に基づき実施している地籍調査事業でございまして、地籍調査作業規定準則第 29 条及び運用基準第 15 条に基づき地籍調査を実施した結果、登記簿に記載される農地が農地以外に転用されたもの、農地以外の土地が農地に転用されているものがございましたので、多良木町長より会長宛てに、別紙のとおり意見を求められているものでございます。別紙でお配りしてあります。地籍調査事業による農地転用協議について（紹介）というものをご覧頂ければと思います。今回、意見を求められている地籍調査実施区域は、大字黒肥地の一部でして、場所については、裏面字界図に黒枠で囲って字名で申し上げますと、大字黒肥地字上西田、鍋城、小城下、赤田、花ノ木、上花ノ木、下永野、久保下、中小椎野、小原、下小椎野、小川、上小川、上小椎野、伏間田、上小原、小椎野、下西田の計 18 字でございます。行政区で言いますと黒肥地 8 区、東 9 区の一部に当たる箇所となっております。今回地籍調査対象筆数及び面積でございますが、筆数が 1651 筆、面積が 104 ヘクタールでございます。別冊の表紙にお戻り頂き、協議対象筆数及び内訳についてご説明をさせていただきたいと思います。別冊表紙 2 協議対象筆数が記載されておりますが、(1) 農地が農地以外の用途に利用されている土地が 335 筆、(2) 農地以外の土地が農地として利用されている土地が 57 筆ということでございました。まず、(1) の農地が農地以外の用途に利用されている土地の内訳のほうをご報告させていただきたいと思います。農地が山林となっているものが 166 筆、内訳といたしまして、畑が 114 筆、田が 52 筆ございました。次に、公衆用道路となっているものが 116 筆、内訳といたしまして、畑が 56 筆、田が 60 筆となっております。宅地となっているものが 38 筆、内訳といたしまして、畑が 19 筆、田が 19 筆でございます。墓地となっているものが 10 筆、内訳といたしまして、畑が 8 筆、田が 2 筆でございます。用悪水路となっているものが 3 筆、内訳といたしまして、

畑が1筆、田が2筆でございます。雑種地となっているものが3筆、内訳といたしまして、畑が2筆、田が1筆となっております。河川となっているものが2筆、田が2筆です。現地確認不能とされた農地が6筆、内訳といたしまして、畑が3筆、田が3筆となっております。現在、申し上げました筆につきましては、協議対象筆数は地籍前の筆数でございまして、地籍調査によりまして合筆や分筆がなされておりますので、農地が農地以外の用途に利用されている土地ということで、今後適用されてまいりますと、調査後が344筆ということになってまいります。今申し上げました中の宅地38筆につきまして、町で保管しております、書類等で追跡調査を行わせていただきました。農地法が昭和27年10月21日に施行されておりますが、それ以前に転用されたものにつきましては、農地法の適用を受けないとされておりますので、今回その38筆の中で農地転用の適用を受けないものが8筆でございました。残りの30筆につきましては、農地法施行後に転用された農用地ということになります。その30筆のうち、農業委員会で保管する昭和48年からの書類などによりまして、転用届を確認できたものが3筆でございます。残りの27筆につきましては、追跡調査がすることができない部分もございまして、転用届が出ているものなのか、出ていないものかについては、不明でございます。次に、農地以外の土地が農地として利用されている土地57筆でございます。原野が開墾され畑とされていたものが15筆、田とされていたものが3筆の計18筆ございました。山林が開墾され畑とされていたものが、24筆。宅地が開墾され畑とされていたものが、13筆。公衆道路、恐らく里道と思われそうですが、開墾され畑とされていたものが2筆となっております。こちらの新たに開墾されたものにつきましても、いつの時点で開墾されたものなのか、農地法以前なのか、以後なのかというところは、調査することができませんので不明となっております。今回、地籍調査を担当いたします税務課より、農業委員会に調査結果の意見を求めてありますが、地籍調査につきましては現況主義とされているということで、現地では担当部局と、また地権者などの立会いのもと、境界や地目などを協議されております。事務局といたしましては今回紹介がありました部分につきましては、地籍調査の結果でよいのではないかというふうに考えているところでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

○各委員 ありません。

○議長 何もないようでしたらお諮りをいたします。地籍調査事業による農地転用協議内容について妥当であると認められる方は挙手をお願いします。はい。全員賛成ということで、内容は妥当であると認めます。次に行きます。日程第 6、報告第 9 号農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい、事務局。

○議長 はい、事務局。

○係長 はい。それでは、10 ページ目をお開きください。日程第 6、報告第 9 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について。令和 5 年 11 月 28 日から令和 5 年 12 月 25 日までとなっております。こちらの報告につきましては、以後の耕作の状況のみ報告をさせていただきます。まず、番号 1 でございます。次期耕作者が〇〇〇〇町の〇〇〇〇さんでございます。続きまして、番号 2 です。こちら、次期耕作者は未定となっております。次の 11 ページをお開きください。番号 3 でございます。次期耕作者が〇〇〇〇〇〇となっております。続きまして、番号 4 です。こちら、次期耕作者は未定となっております。次の 12 ページです。番号 5 でございます。こちら、次期耕作者〇〇〇〇〇〇でございます。続きまして番号 6、次期耕作者が〇〇〇〇さんでございます。続きまして、番号 7、次期耕作者は未定でございます。続きまして、番号 8、実行作者は〇〇〇〇さんでございます。次の 13 ページをお開きください。番号 9 でございます。次期耕作者が〇〇〇〇さんでございます。続きまして、番号 10 です。こちら次期耕作者が未定となっております。続きまして番号 11 です。実行作者が〇〇〇〇町の〇〇〇〇さんでございます。続きまして 14 ページです。番号 12 です。こちら、次期耕作者が〇〇〇〇さんでございます。続きまして、番号 13 です。こちら、次期耕作者のほうが期間借地でございまして、6 月 1 日から 10 月 31 日が〇〇〇〇〇〇さん、11 月 1 日から 5 月 30

日が〇〇〇〇〇となっております。以上報告を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より報告がございましたが、本件について何かご質問ありませんか。
ないようでしたら日程第 6 をこれで終わります。続きまして日程第 7、報告第 10 号、許可不要転用届の報告について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 はい、日程第 7、報告第 10 号、許可不要転用届の報告について、でございます。今回 2 件の許可不要転用届が出ております。転用届者住所氏名、所有者住所氏名、申請物件、面積につきましては記載のとおりでございます。転用事由ですが、九州電力送電線株式会社の特別高圧送電線、人吉幹線の送電線撤去工事に伴う、送電線鉄塔を支える支線用地の上空通過でございます。上空通過期間が許可日から令和 9 年 3 月 31 日までとなっております。許可不要転用該当事項といたしまして農地法第 5 条第 1 項第 8 号及び農地法施行規則第 53 条第 14 号に基づくものでございます。2 番につきましても、九州電力送電線株式会社の特別高圧送電線人吉幹線の撤去作業に伴うものでございまして、1 番と違いますのは、送電線の鉄塔を支える支線用地として使用されるものでございます。期間につきましては、許可日から令和 9 年 3 月 31 日までということで、1 番と同じ期間となっております。番号 1、2 番につきまして工事完了後につきましては原形復旧となっております。以上で報告を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局の説明がございましたが、本件について何かご質問ありませんか。
ないようでしたら日程第 7 を終わります。続きまして日程第 8、次回総会に伴う事前調査委員の指名を行います。次回の事前調査を 2 月の 9 日、9 時より行いたいと思います。調査委員に、8 番の井上委員、11 番の武藤委員、12 番の西野委員を指名いたしたいと思いますが、御三方よろしいでしょうか。

○お三方 はい。

○議長 はい、よろしくお願いいたします。総会を 2 月の 13 日、午前 9 時より開催をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○各委員 はい。

○議長 はい。それでは事前調査が2月9日、総会が2月13日、どちらも9時からでございますので、よろしくお願いいたします。これで本日提案された議案並びに報告事項は全て終了しました。なお、議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。これで第11回の総会を閉じたいと思います。大変皆さん方、お世話になりました。

○各委員 お疲れ様でした。

○事務局長 議長におかれましては、議事の進行ありがとうございました。これをもちまして令和5年度第11回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長 田中 英一

委員 川邊 優二

委員 源島 伸次

書記 魚住 雅彦